

全国経営協 東日本大震災復興対策委員会 活動情報	No.8 平成 24 年 9 月 13 日発行 全国経営協事務局
---	--

1. 福島県内社会福祉法人への介護職員の応援について（現況報告）

本会が6月4日に開始しました福島県南相馬市内にある3つの社会福祉法人に対する介護職員の応援につきましては、9月2日の勤務をもって（福）竹水会への（福）札幌慈啓会（北海道）からの応援が終了しました。現在、それを引き継ぐ形で8月21日から滋賀県経営協による同法人への応援を職員2名体制で2週間のローテーションで進めています。滋賀県経営協による応援は11月19日までを目途に継続していただく見込みです。

また、（福）南相馬福祉会への（福）中心会（神奈川県）と、（福）伸生福祉会への（福）慈愛会（福岡県）によるそれぞれの応援は継続中であり、9月9日（日）にそれぞれ最終となる応援職員が南相馬市内の仮設宿舎に入りました。いずれも9月24日（月）に最終勤務日を迎えます。中心会の後には千葉県経営協から（福）六親会（りくしんかい）が、慈愛会の後には熊本県経営協がそれぞれ3か月を目安に介護職員の応援を続けていただくことになっています。今後、11月19日以降並びに12月中下旬以降の応援体制について、各県・ブロック経営協とご相談させていただくこととしております。

加えて、8月に入ってから福島県広野町にある（福）養高会が経営する特養花ぶさ苑に本会会員2法人から計2名の介護職員の応援を行っています。（福）成光苑（大阪府）による応援は10月20日（土）まで、（福）同伸会（青森県）による応援は11月9日（金）までとなっており、いわき市内のアパートを拠点として継続していただく予定です。こちらは、福島県社協が行っている応援介護職員の募集・マッチングの状況を踏まえて、それぞれの期間終了後の本会による応援の取り組みについて調整を図っていくこととしています。

現在、南相馬市内に建設した仮設職員宿舎（10人利用可能）は2部屋～3部屋程度を除き継続して使用されている状況です。これは、本会による応援の呼びかけに加えて、厚生労働省が福島県の近隣県を中心とする16区市に対して介護職員の応援要請をしたことを受けて応募した方々の利用によるもので、具体的には福島県社協が専任のコーディネーターを配置して調整業務にあたっています。本会としては、それらの状況をも踏まえながら会員法人による応援につ

いてブロックによる調整をもお願いしながら長期に続けていくこととしています。

なお、9月20日には福島県社協とともに仮施設において事業継続を予定している障害者施設経営法人の状況調査を行うこととしています。今後、調査結果を踏まえて東日本大震災復興対策委員会において支援のあり方等を検討してまいります。

南相馬市内にある社会福祉法人では、福祉人材確保に向けた取り組みの一環として、この8月にホームヘルパー2級養成課程を合同で開講しました。30名の定員を上回る応募・受講があり、8月28日をもって高校生6名を含む計29名が無事に修了しました。

相双地域の社会福祉法人では、今後、特養の増床計画もあいまって数的な人材確保も急務と言えますが、一方で、この間、厳しい職場状況のなかで業務を継続してきた職員の負担軽減や、新たに採用した職員の基礎的な介護技術などの習得に向けた職場内研修等の充実が急がれており、そのためにも応援職員による継続的な支援が望まれているところです。会員法人のみなさまにおかれましては、趣旨、ご賢察のうえご協力いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

2. 岩手県内社会福祉法人に対する介護職員の応援について

東日本大震災において、津波により特養さんりくの園をはじめとする施設建物が全壊した(福)三陸福祉会は、現在、廃業した民宿を改修して行なっているデイサービスを中心に認知症グループホームの運営等によって職員を解雇することなく事業継続を図ってきています。この10月からは、仮設住宅団地内に建設が進む小規模多機能型居宅介護の運営を始めることとなり、既存のデイサービス事業の安定的な運営確保の観点から本会より介護職員の応援を開始することとしました。

具体的には、9月10日(月)から埼玉県にある(福)名栗園から2名の介護職員が応援に入ります。当面、同法人からの応援は2週間交代でもう1チームが入ることとなっており、10月6日(土)の勤務日まで同法人による応援が続けられる予定です。同法人が所在する大船渡市三陸町越喜来にある下宿(個室、風呂・トイレ・キッチン等共用)を拠点にデイサービスの応援をしていただくことにしています。

3. 岩手県内の被災した社会福祉法人・福祉施設の状況について

9月6日、本会では(独)福祉医療機構と共同して岩手県内沿岸地域にある

被災した社会福祉法人・福祉施設の訪問調査を実施しました。

4法人の調査を実施した結果、訪問調査時点で災害復旧にかかる国庫補助協議の査定が終わった法人は1法人のみとなっています。施設建物が流失したなどの甚大な被害を受けた残りの3法人は今なお、査定実施の予定すら立っていない（あるいは正式には決まっていない）状況であり、移転新築が正式に認められたのも本年8月下旬から9月にかけて、という状況です。

また、今後、査定が行われたとしても災害復旧に向けた財源の裏付けが明確にならない限り、農地転用の手続を行うことができず、いずれの法人も独自に土地の確保を済ませてはいるものの、今なお先を見通すことのできない、厳しい状況が続いています。

本会では、引き続き福祉医療機構と共同して宮城県内の被災した社会福祉法人・福祉施設の訪問調査を行うこととしております。それらの結果をも踏まえ、厚生労働省をはじめ、関係各機関等に対して、一日も早い復旧に向けて誠意ある対応を強く要望していくこととしています。